

枚方市グループホーム重度障害者対応改修補助金交付要綱

制定	平成 26 年 3 月 31 日枚方市要綱第 31 号
最終改正	令和 5 年 3 月 31 日枚方市要綱第 21 号
	(題名改正)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、枚方市補助金等交付規則（昭和40年枚方市規則第30号）の規定に基づいて交付する枚方市グループホーム重度障害者対応改修補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 補助金の交付の目的は、市内のグループホームにおいて、重度の障害者を受け入れるためのバリアフリー化若しくはスプリンクラーの設置を行い、又はスプリンクラーの設置が可能な物件にグループホームの移転を行う事業者に対して交付することにより、重度の障害者の地域移行を促進し、もって障害者の福祉の増進に寄与することとする。

(定義)

第 3 条 この要綱において、「グループホーム」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第 5 条第17項に規定する共同生活援助を行う住居をいう。

(補助金の交付の対象者)

第 4 条 補助金の交付の対象となる者は、法第36条第 1 項の規定により共同生活援助に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者又は受けている者とする。ただし、第 2 条に規定する目的と同様の趣旨の金銭の交付を受けている者は、この限りでない。

(補助対象行為)

第 5 条 補助金の対象となる行為は、市内のグループホームに係る次に掲げる行為とする。

- (1) バリアフリー化
- (2) スプリンクラーの設置又はスプリンクラーの設置が可能な市内の物件への移転

(補助金の額)

第 6 条 補助金の額は、1 のグループホームにつき、次に掲げる経費のうち市長が認める経費の額の合計額と3,000,000円のいずれか少ない額に4分の3を乗じて得た額とする。

- (1) 法第 4 条第 4 項に規定する障害支援区分（次号において「区分」という。）が区分 4 以上の障害者の受入れのために行う市内のグループホームにおけるバリアフリー化工事に要する経費
- (2) 入居者数に対する区分が区分 4 以上の入居者数の割合が80%を超え、かつ、入居者数に対する本市の利用者（本市が法第22条に規定する支給要否決定を行った当該グループホームの入居者をいう。）数の割合が75%以上である市内のグループホームに係るスプリンクラーの設置又はスプリンクラーの設置が可能な市内の物件への移転に要する経費

(事前協議)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付の対象となる事業に要する経費を記載した所定の事前協議書を市長が別に定める日までに提出し、当該事業の内容について市長と事前に協議しなければならない。

2 前項の事前協議書には、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(補助金の交付決定に通常要すべき期間)

第8条 補助金の交付決定に通常要すべき期間は、補助金の交付の申込みがあった日の翌日から起算して30日間とする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 枚方市グループホーム・ケアホーム新規開設整備補助金交付要綱（平成25年枚方市要綱第32号。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

3 この要綱の施行の日前に旧要綱の規定によりなされた申請その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 [平成28年3月31日枚方市要綱第32号]

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 [平成30年3月30日枚方市要綱第15号]

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 [令和5年3月31日枚方市要綱第21号]

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。